

労働委員会 議 録 第 十 二 号

昭和二十七年五月十四日(水曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 島田 末信君
理事 倉石 忠雄君 理事 福永 健司君
理事 船越 弘君 理事 森山 欽司君
理事 前田 種男君
麻生太賀吉君 天野 公義君
金原 舜二君 三浦貢之助君
柳澤 義男君 熊本 虎三君
柄澤 孝子君 中原 健次君

出席國務大臣

労働大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

労働事務官 賀來才二郎君
(労働局長) 龍井 光君
(労働基準局長) 龜井 光君
委員外の出席者 専門員 横大路俊一君

四月二十八日

委員大西正男君辞任につき、その補欠として川崎秀二君が議長の名指で委員に選任された。

五月二日

委員前田種男君辞任につき、その補欠として鈴木義男君が議長の名指で委員に選任された。

同月六日

委員鈴木義男君辞任につき、その補欠として前田種男君が議長の名指で委員に選任された。

同月七日

委員青野武一君辞任につき、その補欠として上林興市郎君が議長の名指

で委員に選任された。

同月十四日

委員稲葉修君辞任につき、その補欠として井出一太郎君が議長の名指で委員に選任された。

同日

前田種男君が理事に補欠当選した。

五月十日

労働関係調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

地方公営企業労働関係法案(内閣提出第二二三号)

同月一日

失業対策事業労働者賃金の引上げ等に関する請願(苦米地英俊君紹介)(第二四六号)

同月七日

失業対策の確立強化並びに日雇労働者の待遇改善に関する請願(大村清一君外六名紹介)(第二五六号)

四月二十八日

労働関係調整法改正に関する陳情書(佐賀県小城市東多村議会議長木下広)(第一六〇二号)

同(富山県労働組合評議会議長岡本義久)(第一六〇三三三)

五月七日

労働関係調整法改正に関する陳情書(全労連村議会議長会長齊藤邦雄外一名)(第一六九七号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

小委員の補欠選任

公聴会開会承認要求に関する件

労働関係調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

地方公営企業労働関係法案(内閣提出第二二三号)

〇島田委員長 これより会議を開きます。

日程に入ります前にお願いいたしますが、去る二日理事前田種男君が一旦委員を辞任されておりますので、ただいま理事及び港湾労働に関する小委員がいずれも一名欠員となっております。この際理事及び小委員の補欠選任を行わねばなりません、これは前例により委員長より指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇島田委員長 御異議なしと認めます。それでは前田種男君を再び理事及び港湾労働に関する小委員に指名いたします。

〇島田委員長 これより本委員会に付託されました労働関係調整法等の一部を改正する法律案、内閣提出第二二〇号、労働基準法の一部を改正する法律案、内閣提出第二二二号、地方公営企業労働関係法案、内閣提出第二二三号を議題として審査に入ります。政府より提案理由の説明を求めます。吉武労働大臣。

労働関係調整法等の一部を改正する法律案

労働関係調整法等の一部を改正する法律

第一條 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一條を加える。

第八條の二 中央労働委員会及び地方労働委員会に、その行ふ労働争議の調停又は仲裁に參與させるため、特別調整委員を置く。

中央労働委員会に置かれる特別調整委員は、労働大臣が、地方労働委員会に置かれる特別調整委員は、都道府県知事が任命する。

特別調整委員は、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者とする。特別調整委員のうち、使用者を代表する者は使用者団体の推薦に基いて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基いて、公益を代表する者は当該労働委員会に代表する委員及び労働者を代表する委員の同意を得て、任命されるものとする。

特別調整委員は、政令で定めるところにより、その職務を行ふために要する費用の弁償を受けることができる。

特別調整委員に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令でこれを定める。

第十一條第二項を削る。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 輪旋員は、政令で定めるところにより、その職務を行ふために要する費用の弁償を受けることができる。

第十八條第三号を次のように改める。

けることができる。

特別調整委員に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令でこれを定める。

第十一條第二項を削る。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 輪旋員は、政令で定めるところにより、その職務を行ふために要する費用の弁償を受けることができる。

第十八條第三号を次のように改める。

三 公益事業に関する事件につき、関係当事者の一方から、労働委員会に対して、調停の申請がなされたとき、第十八條第五号中「運輸大臣」を「運輸大臣。以下同じ。」に改め、同條に次の二項を加える。

労働委員会は、前項第一号から第三号までの規定により関係当事者から調停の申請がなされた場合において、申請をなした関係当事者による事件の自主的な解決のための努力が著しく不十分であると認めるときは、その申請を却下することができる。

前項の規定により調停の申請が却下されたときは、第三十七條の規定の適用については、申請がなされなかつたものとみなす。

第十九條及び第二十條中「委員」

を「調停委員」に改める。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 使用者を代表する調停委員は労働委員会の使用人を代表する委員又は特別調整委員の中から、労働者を代表する調停委員は労働委員会労働者を代表する委員又は特別調整委員の中から、公益を代表する調停委員は労働委員会労働者を代表する委員又は特別調整委員の中から労働委員会長の会長がこれを指名する。

第三十一條及び第二十三條第二項中「委員」を「調停委員」に改める。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 労働委員会による労働争議の仲裁は、仲裁委員三人から成る仲裁委員会を設け、これによつて行ふ。

第三十一條の次に次の四條を加える。

第三十一條之二 仲裁委員は、労働委員会長の公益を代表する委員又は特別調整委員の中から、関係当事者が合意により選定した者につき、労働委員会長の会長が指名する。但し、関係当事者の合意による選定がなされなかつたときは、労働委員会長の会長が、関係当事者の意見を聞いて、労働委員会長の公益を代表する委員又は特別調整委員の中から指名する。

第三十一條之三 仲裁委員会に、委員長を置く。委員長は、仲裁委員が互選する。

第三十一條の四 仲裁委員会は、委員長が招集する。

仲裁委員会は、仲裁委員二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

仲裁委員会の議事は、仲裁委員の過半数でこれを決する。

第三十一條の五 関係当事者のそれぞれが指名した労働委員会の使用人を代表する委員又は特別調整委員及び労働者を代表する委員又は特別調整委員は、仲裁委員会長の同意を得て、その会議に出席し、意見を述べることが出来る。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章之二 緊急調整

第三十五條之二 労働大臣は、公益事業に関する労働争議又はその規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす労働争議につき、これを放置することにより国民生活に重大な損害を與へると認めるときは、緊急調整の決定をなすことができる。

労働大臣は、緊急調整の決定をなしたときは、直ちに、その旨を公表するとともに、中央労働委員会（船員法の適用を受ける船員に關しては、船員中央労働委員会。以下同じ。）及び関係当事者に通知しなければならぬ。

第三十五條之三 中央労働委員会は、前條第二項の通知を受けたときは、その事件を解決するため、最大限の努力を盡さなければならない。

中央労働委員会は、前項の任務を遂行するため、その事件について、左の各号に掲げる措置を講ずることが出来る。

一 斡旋を行ふこと。
二 調停を行ふこと。
三 仲裁を行ふこと（第三十條各号に該当する場合に限る。）。

四 事件の事情を調査し、及び公表すること。
五 解決のため必要と認める措置をとるべきことを勧告すること。

前項第二号の調停は、第十八條第一項各号に該当しない場合であつても、これを行ふことができる。

第三十五條の四 中央労働委員会は、緊急調整の決定に係る事件については、他のすべての事件に優先してこれを処理しなければならない。

第三十七條第一項中「三十日」を「十五日」に改める。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 緊急調整の決定をなした旨の公表があつたときは、関係当事者は、公表の日から五十日間は、争議行為をなすことができない。
第三十九條から第四十一條までを次のように改める。
第三十九條 第三十七條の規定に違反する行為があつたときは、

その行為をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十條 第三十八條の規定に違反する行為があつたときは、その行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十一條 削除

第四十二條中「及び前條」を削除

第四十三條中「労働委員会の会長」を「仲裁委員会の委員長」に改める。

第六章を創る。

第二條 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公共企業体等労働関係法
目次中「第五章 苦情及び紛争の調整並びに調停」を「第五章 苦情処理、あつ旋及び調停」に、「第七章 雑則」第三十八條を「第七章 雑則（第三十八條―第四十一條）」に改める。

第一條中「公共企業体」を「公共企業体及び国の経営する企業」に改める。

第二條を次のように改める。

（定義）
第二條 この法律において「公共企業体等」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 左に掲げる公共企業体
 - イ 日本国有鉄道
 - ロ 日本電信電話公社
 - ハ 日本専売公社
- 二 左に掲げる事業（これに附帯する事業を含む）を行う国の経営する企業

イ 郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替貯金、簡易生命保険及び郵便年金の事業
ロ 国有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営の事業

ハ 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがき等の印刷の事業（これに必要な用紙類の製造並びに官報、法令全書等の編集、製造及び発行の事業を含む）

ニ 造幣事業（章はい等の製造の事業を含む。）
ホ アルコール専売事業

この法律において「職員」とは、左に掲げる者をいう。

一 前項第一号の公共企業体に常時勤務する者であつて、役員及び二箇月以内の期間に定めて雇用される者以外のもの
二 前項第二号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員

第三條中「公共企業体」を「公共企業体等」に、「第七條」を「第六條、第七條第一号但書」に改める。

第四條第三項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第五條を次のように改める。

第六條 削除

第六條を次のように改める。

（組合規約）
第六條 組合は、その規約に労働組合法第五條第二項各号に掲げる事項を規定しなければ、この法律に定める権利を受け、手続に參與することができない。
第七條中「公共企業体」を「公共

企業体等」に改める。

第八條第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同條第二項各号を次のように改める。

一 賃金その他の給與、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項

三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

四 前各号に掲げるものの外、労働条件に関する事項

五 苦情処理機関に関する事項

第九條から第十三條までの規定中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第十六條及び第十七條中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 苦情処理、あつ旋及び調停

第十九條第一項中「公共企業体の代表者二名と職員代表者二名と」を「公共企業体等代表者二名及び職員代表者二名と」に改め、同條第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

停委員会という。を置く。

第二十條第二項を次のように改める。

2 調停委員会は、中央に置かれる調停委員会（以下中央調停委員会という。）及び地方に置かれる調停委員会（以下地方調停委員会という。）とする。

第二十條第五項中「それぞれ」を削る。

第二十一條を次のように改める。

（委員）
第二十一條 各調停委員会は、委員九名をもつて組織する。

2 委員は、公共企業体等を代表する者、職員を代表する者及び公益を代表する者各三名とする。

3 公共企業体等を代表する委員は、公共企業体等を代表する交渉委員の推薦に基いて、職員を代表する委員は、職員を代表する交渉委員の推薦に基いて、公益を代表する委員は、公共企業体等を代表する委員及び職員を代表する委員の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。

4 委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

5 委員は、前項の任期が終了した場合においても、後任者が任命されるまで、その職務を行う。

6 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定は、第九十九條並びに第百條及び同條に係る罰則の規定を除く外、委員には、適用しない。

7 委員は、政令で定めるところにより、手当及び職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第二十三條の次に次の一條を加える。

（あつ旋）
第二十三條の二 調停委員会は、公共企業体等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請により、又は職権に基いて、あつ旋を行うことができる。

員には、適用しない。

2 委員は、政令で定めるところにより、手当及び職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第二十三條の次に次の一條を加える。

（あつ旋）
第二十三條の二 調停委員会は、公共企業体等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請により、又は職権に基いて、あつ旋を行うことができる。

2 委員は、政令で定めるところにより、手当及び職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前項の委員は、当該事件につき、委員長が指名する委員又は調停委員会の同意を得て委員長が委嘱する委員以外の者が行う。

3 前項の委員長が委嘱する委員以外の者は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

4 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三條及び第十四條の規定は、調停委員会の行うあつ旋について準用する。

第二十四條第五号を次のように改める。

五 主務大臣が調停委員会に調停の請求をしたとき。

第二十四條の次に次の二條を加える。

（小委員会）
第二十四條の二 調停委員会は、事件を処理するため必要があると認めるときは、小委員会を設け、これによつて調停を行うことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 前項の委員は、公共企業体等を代表する委員、職員を代表する委員及び公益を代表する委員を含むものであつてはならず、且つ、公共企業体等を代表する委員及び職員を代表する委員について同数でなければならぬ。

とができる。

2 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 前項の委員は、公共企業体等を代表する委員、職員を代表する委員及び公益を代表する委員を含むものであつてはならず、且つ、公共企業体等を代表する委員及び職員を代表する委員について同数でなければならぬ。

4 小委員会の事務は、小委員会に属する委員が互選した者が統理する。

（準用規定）
第二十四條の三 労働組合法第二十一條第一項、第二十二條、第三十條及び第三十一條並びに労働関係調整法第二十四條、第二十五條及び第二十六條第一項から第三項までの規定は、調停委員会の行う調停について準用する。

第二十六條を次のように改める。

（公共企業体等仲裁委員会）
第二十六條 労働省に、公共企業体等仲裁委員会（以下仲裁委員会という。）を置く。

2 仲裁委員会は、委員三名をもつて組織する。

3 前項の委員は、中央調停委員会の委員長が推薦した者の中から、公共企業体等を代表する選考委員及び職員を代表する選考委員が選定した者について、内閣総理大臣が任命する。但し、選考委員が、中央調停委員会の委員長が推薦した日から三十日以内

に選定をしなければならぬときは、内閣総理大臣は、中央調停委員会の委員長が推薦した者の中から、委員を任命するものとする。

4 公共企業体等を代表する選考委員は、公共企業体等を代表する交渉委員が互選する十名の者とし、職員を代表する選考委員は、職員を代表する交渉委員が互選する十名の者とする。

第二十七條第五号中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同條第六号中「職員」の下に「又は第二條第一項第二号の企業の職員」を加える。

第二十八條の見出しを「（委員の任期等）」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第二十一條第六項及び第七項の規定は、仲裁委員会の委員に準用する。

以内に選定をしなければならぬときは、内閣総理大臣は、中央調停委員会の委員長が推薦した者の中から、委員を任命するものとする。

4 公共企業体等を代表する選考委員は、公共企業体等を代表する交渉委員が互選する十名の者とし、職員を代表する選考委員は、職員を代表する交渉委員が互選する十名の者とする。

第二十七條第五号中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同條第六号中「職員」の下に「又は第二條第一項第二号の企業の職員」を加える。

第二十八條の見出しを「（委員の任期等）」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第二十一條第六項及び第七項の規定は、仲裁委員会の委員に準用する。

第二十九條第一項中「労働大臣又は運輸大臣若しくは大蔵大臣」を「主務大臣」に改め、同條第二項中「罷免して、補欠候補者を委員に委嘱することができる。」を「罷免することができる。」に改め、同項後段を削る。

第三十四條第三号中「調停中の」を「あつ旋又は調停を行っている」に改め、同條第四号中「二箇月」の下に「（二箇月以内に関係当事者の合意により二箇月をこえる期間を定めて仲裁委員会に通知したときは、その期間）」を加え、同條第五号中「運輸大臣若しくは大蔵大臣又は労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十四條第三号中「調停中の」を「あつ旋又は調停を行っている」に改め、同條第四号中「二箇月」の下に「（二箇月以内に関係当事者の合意により二箇月をこえる期間を定めて仲裁委員会に通知したときは、その期間）」を加え、同條第五号中「運輸大臣若しくは大蔵大臣又は労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十四條第三号中「調停中の」を「あつ旋又は調停を行っている」に改め、同條第四号中「二箇月」の下に「（二箇月以内に関係当事者の合意により二箇月をこえる期間を定めて仲裁委員会に通知したときは、その期間）」を加え、同條第五号中「運輸大臣若しくは大蔵大臣又は労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十四條第三号中「調停中の」を「あつ旋又は調停を行っている」に改め、同條第四号中「二箇月」の下に「（二箇月以内に関係当事者の合意により二箇月をこえる期間を定めて仲裁委員会に通知したときは、その期間）」を加え、同條第五号中「運輸大臣若しくは大蔵大臣又は労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十四條第三号中「調停中の」を「あつ旋又は調停を行っている」に改め、同條第四号中「二箇月」の下に「（二箇月以内に関係当事者の合意により二箇月をこえる期間を定めて仲裁委員会に通知したときは、その期間）」を加え、同條第五号中「運輸大臣若しくは大蔵大臣又は労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十四條第三号中「調停中の」を「あつ旋又は調停を行っている」に改め、同條第四号中「二箇月」の下に「（二箇月以内に関係当事者の合意により二箇月をこえる期間を定めて仲裁委員会に通知したときは、その期間）」を加え、同條第五号中「運輸大臣若しくは大蔵大臣又は労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十四條第三号中「調停中の」を「あつ旋又は調停を行っている」に改め、同條第四号中「二箇月」の下に「（二箇月以内に関係当事者の合意により二箇月をこえる期間を定めて仲裁委員会に通知したときは、その期間）」を加え、同條第五号中「運輸大臣若しくは大蔵大臣又は労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十四條第三号中「調停中の」を「あつ旋又は調停を行っている」に改め、同條第四号中「二箇月」の下に「（二箇月以内に関係当事者の合意により二箇月をこえる期間を定めて仲裁委員会に通知したときは、その期間）」を加え、同條第五号中「運輸大臣若しくは大蔵大臣又は労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十六條中「第五條」を「労働組合法第七條（第一号但書を除く。）」に、「公共企業体」を「公共企業体等」に、「命する」を「指示し、又は命する」に改める。
第三十七條中「昭和二十一年法律第二十五号」を削る。
第三十八條に次の一項を加える。

2 労働大臣は、この法律の規定によりその権限に属する事務、（調停及び仲裁に係るものを除く。）であつて一都道府県に係るものの一部を当該都道府県の都道府県知事に行わせることができる。

第三十八條の次に次の三條を加える。

第三十九條 第二十四條第五号、第二十九條第一項及び第三十四條第五号中「主務大臣」とあるのは、労働大臣並びに運輸大臣（日本国有鉄道に関するものに限る。）、郵政大臣（日本電信電話公社及び第二條第一項第二号イの企業に関するものに限る。）、大蔵大臣（日本専売公社並びに同号ハ及びニの企業に関するものに限る。）、農林大臣（同号ロの企業に関するものに限る。）、及び通商産業大臣（同号ホの企業に関するものに限る。）とする。

（国家公務員法等の適用除外）
第四十條 左に掲げる法律の規定は、第二條第二項第二号の職員（第四條第一項但書に規定する者を除く。）については、適用しない。

一 国家公務員法第十八條、第二十八條第一項後段及び同條第二項、第六十三條から第六十七條まで、第七十一條、第七十三條第二項、第七十五條第二項、第七十七條、第八十四條第二項、第八十六條から第八十八條まで、第九十六條第二項、第九十八條（第一項及び第四項を除く。）、第一百條第三項、第一百六條並びに附則第十六條の規定
二 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）附則第三條の規定
三 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定
四 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定
五 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）の規定

2 国家公務員法第一百條第一項及び第一百四條の規定は、第二條第二項第二号の職員であつて、第七條の規定に基き許可を得て組合の事務に従事するものについては、適用しない。

3 国家公務員法第九十條から第九十二條までの規定は、第二條第一項第二号の企業及び同條第二項第二号の職員に係る処分であつて労働組合法第七條各号に該当するものについては、適用

しない。

4 前三項の規定は、第二條第二項第二号の職員に関しては、その職務と責任の特殊性に基いて、国家公務員法附則第十三條に定める同法の特例を定めたものである。

（費用の弁償）
第四十一條 調停委員会又は仲裁委員会の行う事務のため出頭を求められた者は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

第三條 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「労働委員会（第十九條―第二十七條）」を「労働委員会（第十九條―第二十七條の二）」に改める。

第五條第一項中「及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）」を削り、「これらの法律」を「この法律」に改める。

第七條に次の一号を加える。

四 労働者が労働委員会に対し使用者がこの條の規定に違反した旨の申立をしたこと若しくは中央労働委員会に対し第二十七條第四項の規定による命令に対する再審査の申立をしたこと又は労働委員会がこれらの申立に係る調査若しくは審問をし、若しくは労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、そ

の労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をする事。

第十四條中「署名すること」を「署名し、又は記名押印すること」に改める。

第十五條を次のように改める。

（労働協約の期間）
第十五條 労働協約には、三年をこえる有効期間の定めをすることができない。

2 三年をこえる有効期間の定めをした労働協約は、三年の有効期間の定をした労働協約とみなす。

3 有効期間の定めがない労働協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によつて相手方に予告して、解約することとができる。一定の期間を定める労働協約であつて、その期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定めがあるものについて、その期間の経過後も、同様とする。

4 前項の予告は、解約しようとする日の少くとも九十日前にしなければならない。

第十九條第二十項を次のように改める。

20 地方労働委員会は、都道府県が設けるものとする。

第十九條第二十一項を第二十二項とし、同項但書を次のように改める。

但し、各給員地方労働委員会の委員の数は、使用者委員、労働委員及び公益委員各五人とし、第二十項中「都道府県が」と

あるのは「海運局」とし、第二十五條中「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替へるものとする。

第十九條第二十項の次に次の一項を加える。

21 第五項から第九項までの規定は、地方労働委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六項中「各七人」とあるのは「各七人、五人又は三人のうち政令の定める数のもの」と、第九項中「その中の三人以上」とあるのは「公益委員の数が七人の地方労働委員会にあつては、その中の三人以上、公益委員の数が五人又は三人の地方労働委員会にあつては、その中の二人以上」と読み替へるものとする。

第二十五條第一項中「第二十七條の下」並びに労働関係調整法第三十五條の二から第三十五條の四までを加える。

第二十七條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第六項中「第三項」を「第五項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同條第七項及び第八項中「第四項」を「第六項」に改め、同條第十項中「及び第二項」を「第三項及び第四項」に改め、同條第二項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 労働委員会は、前項の申立が行ふの日（継続する行為にあつてはその終了した日）から一年を経過した事件に係るもの

であるときは、これを受けることができない。

3 労働委員会は、第一項の審問を行う場合において、当事者の申出により必要があると認めるときは、証人に出席を求め、質問することができる。

第四十章第二十七條の次に次の一條を加える。

(費用弁償)

第二十七條の二 第二十二條第一項又は第二十七條第三項の規定により出席を求められた者は、政令の定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

第二十八條中「前條」を「第二十七條」に改める。

第三十二條中「第五項」を「第七項」に、「第七項」を「第九項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、改正後の公共企業体等労働関係法（以下「公労法」という。）の規定は、同法第二條第一項第二号の企業及び同條第二項第二号の職員には、昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない。

2 改正後の労働組合法の規定により使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員各五人又は三人をもつて組織することとなる地方労働委員会については、労働委員会の委員の数は、この法律の施行の際現在に在任する委員又はその補欠の委員の在任する間その任期中に限る。）なお、従前の例によるものとする。

3 改正後の労働組合法第二十七條第二項の規定は、この法律の施行前にした労働委員会に対する同法第二十七條第一項の申立の効力に影響を及ぼすものではない。

4 この法律の施行前にした改正前の労働組合法第七條の規定に違反する行為であつて、この法律の施行前に同法第二十七條第一項の申立があつたものに関する改正後の同法第二十七條第二項の規定の適用については、この法律の施行の日に当該行為がなされたものとみなす。

5 この法律の施行前にした改正前の労働関係調整法第三十七條又は第四十條の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(日本電信電話公社の職員となる者の職員団体についての経過措置)

6 この法律の施行の際現に存する国家公務員法第九十八條第二項の規定による組合その他の団体であつて、日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第 号）第二條第一項の規定により日本電信電話公社（以下「公社」という。）に引き継がれる者を主たる構成員とし、且つ、国家公務員法第九十八條第二項の規定により当局と交渉することができ、この法律の施行の際現に存する労働組合となるものとする。

7 前項の組合その他の団体の構成員であつて、この法律の施行の際公社の職員とならないものは、この法律の施行の際その団体を脱退したものとする。

8 附則第六項の規定により労働組合となつたものについては、昭和二十七年八月三十一日までは、公労法第四條第一項但書の規定は、適用しない。

9 附則第六項の規定により労働組合となつたもの及び日本国有鉄道又は日本専売公社の職員の組合であつて、この法律の施行の際現に存するものについては、昭和二十七年八月三十一日までは、改正後の公労法第六條に規定する要件を備えない場合であつても、同法に定める権利を受け、手続に參與することができ。

10 附則第六項の規定により法人である労働組合となつたものは、昭和二十七年八月三十一日までに、労働組合法第二條及び同法第五條第二項の規定に適合する旨の労働大臣の証明を受け、且つ、その主たる事務所所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

11 前項の登記に關して必要な事項は、政令で定める。

12 公社に關する公労法第十條第二項の規定の適用については、昭和二十七年においては、同項中「一月三十一日」とあるのは「七月三十一日」とする。

13 公社に關する公労法第十一條第一項及び同法第十三條の規定の適用については、昭和二十七年においては、これらの規定中「二月二十五日」とあるのは「八月二十日」とする。

14 この法律の施行後最初の公社又はその職員を代表する交渉委員の任期は、公労法第十四條第二項の規定にかかわらず、同法第十三條の通知のあつた日又は公労法第十三條第一項の届出のあつた日若しくは同法第十一條第一項の規定に基づいて労働大臣の行う措置により交渉委員が選出された日から昭和二十八年三月三十一日までとする。

15 この法律の施行後最初の公社及びその職員を代表する交渉委員が決定するまでは、公社とその職員との間の団体交渉は、公労法第九條第一項の規定にかかわらず、公社を代表する者と附則第六項の規定により労働組合となつたものを代表する者となつて行うことができる。

16 附則第六項から前項までの規定は、公労法第二條第一項第二号の企業及び同條第二号の職員に關して準用する。この場合において、附則第六項、附則第七項及び附則第九項中「この法律の施行の際」とあるのは「附則第一項但書の日」と、前二項中「この法律の施行後」とあるのは「附則第一項但書の日以後」と読み替え、附則第八項から第十項までの規定中「昭和二十七年八月三十一日」とあり、附則第十二項中「七月三十一日」とあり、附則第十三項中「八月二十日」とあるのは「政令で定める日」と読み替え、附則第十二項及び附則第十三項中「昭和二十七年」とあるのは「附則第一項但書の日を含む年」と読み替え、附則第十四項中「昭和二十八年」とあるのは「翌年」と読み替へるものとする。

17 地方に置かれる公共企業体等調停委員会の名称、位置及び管轄区域に關する公労法第二十條第三項の勧告であつてこの法律の施行後最初に行われるものは、同項の規定にかかわらず、公共企業体等仲裁委員会が行う。

18 この法律の施行後最初に任命される公共企業体等調停委員会（以下「調停委員会」という。）の公共企業体等を代表する委員又は職員を代表する委員の任命についての改正後の公労法第二十一條第三項の規定による推薦については、同項の規定にかかわらず、公共企業体等を代表する交渉委員の推薦は、

19 日本国有鉄道を代表する交渉委員、日本専売公社を代表する交渉委員及び公社が行い、職員を代表する交渉委員の推薦は、日本国有鉄道の職員を代表する交渉委員、日本専売公社の職員を代表する交渉委員及び附則第六項の規定により労働組合となつたものが行う。

20 この法律の施行後最初に任命される調停委員会の委員の任期は、改正後の公労法第二十一條第四項の規定にかかわらず、任命の日から昭和二十八年三月三十一日までとする。

21 この法律の施行前に国有鉄道調停委員会又は専売公社調停委員会に對してした調停の申請又は請求は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、改正後の公労法の規定により調停委員会に對してしたものとする。

22 従前の公共企業体仲裁委員会並びにその委員及び事務局の職員は、改正後の公労法に基く公共企業体仲裁委員会並びにその委員及び事務局の職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

23 この法律の施行前にした公社の職員に對する国家公務員法の規定に違反する行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

24 附則第一項但書の日前にした公労法第二條第二項第二号の職員に關する同法第四十條第一項第一号に掲げる国家公務員法の規定に違反する行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

25 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

26 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

27 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

28 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二十五号）第二項及び第二十六條中「公共企業体労働関係法」を「公共企業体労働関係法」に改める。

別表中、	労働省	中央労働委員会 公共企業体中央調停委員会 公共企業体地方調停委員会
労働省	中央労働委員会 公共企業体等仲裁委員会 公共企業体等調停委員会	

29 公共企業体労働関係法の施行に關する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

30 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

31 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

32 労働関係調整法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表中	労働省	本省 中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 公共企業体中央調停委員会 公共企業体地方調停委員会	一九、六五八 六八 一六八 三八 九八
計	三、二五八		

労働省	中央労働委員会	27人
	公共企業体等仲裁委員会	26人
計	公共企業体等調停委員会	22人
	30、22人	

31 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三項第一号の二次に次

委員会に改め、同項第四号中「公共企業体仲裁委員会」を「公共企業体等仲裁委員会」に改める。	に改める。
--	-------

32 労働省設置法（昭和二十四年法

33 公共企業体労働関係法の施行に關する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

34 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

35 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

36 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

者に対し同條の規定による技能者の養成を三箇月以内の期間を限つて中止すべきことを命じ、又は第七十一條第一項但書の認可を取り消すことができる。

第十二章中第六條の前に次の一條を加ふる。

(国の援助義務)

第五條の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならぬ。

第百十四條中「第三十九條第三項の規定による平均賃金」を「第三十九條第四項の規定による賃金」に改める。

第百十九條第四号中「第七十一條第一項の規定により認可を受けた」を「第七十一條第一項の規定により届出をし又は認可を受けた」に改める。

第百二十條第一号中「第十五條第一項若しくは第三項」の次に「第十八條第七項」を加え、同條第二号を削り、同條第三号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2 この法律の施行の際使用者が改正前の労働基準法第十八條第二項の規定による認可を受けて、労働者の貯蓄金を管理している場合においては、この法律の施行後は、改正後の同項の規定による届出があつたものとみなす。

3 改正後の労働基準法第三十九條

第四項の規定により使用者が就業規則その他に定をし、又は書面による協定をするまでは、同項の規定にかかわらず、有給休暇の期間についての賃金の支払については、なお、従前の例による。

4 この法律の施行の際使用者が改正前の労働基準法第七十一條第一項の規定による認可を受けて、同法第七十條の規定に基いて発する命令によつて労働者を使用している場合においては、この法律の施行後は、改正後の同法第七十一條第一項の規定による届出（同項但書の命令で定める業務に係る場合には、同項の規定による認可）があつたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

地方公営企業労働関係法案

地方公営企業労働関係法

(目的)

第一條 この法律は、地方公共団体の経営する企業とこれに従事する職員との間の平和的な労働関係の確立を図ることによつて、地方公共団体の経営する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(関係者の責務)

第二條 地方公共団体におけるその経営する企業の重要性にかんがみ、地方公共団体の経営する企業における労働関係に關する関係者は、紛争をできるだけ防止し、

且つ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を盡さなければならない。

(定義)

第三條 この法律で「地方公営企業」とは、左に掲げる事業（これに附帯する事業を含む）を行う地方公共団体が経営する企業をいう。

- 一 地方鉄道事業
- 二 軌道事業
- 三 自動車運送事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 水道事業

2 この法律で「職員」とは、地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。

(他の法律との関係)

第四條 職員に關する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第七條第一号但書、第八條及び第十八條の規定を除く）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第九條、第十八條、第二十六條、第四項、第三十條及び第三十五條の二から第四十二條までの規定を除く）の定めるところによる。

(職員の団結権)

第五條 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。但し、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者は、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない。

2 前項但書に規定する者の範囲は、政令で定める基準に従い、條例で定める。

3 職員でなければ、職員の労働組合の組合員又は役員となることができない。

(専従職員)

第六條 地方公営企業は、その定める一定数を限り、その職員が労働組合の役員としてもつばら職員の労働組合の事務に従事することを許可することができる。この場合においては、いかなる給與も支給してはならない。

(団体交渉の範囲)

第七條 地方公営企業の管理及び運営に關する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

2 第五條の規定により組合に加入できない者以外の職員に關する左の各号に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに關し労働協約を締結することを妨げない。

一 賃金その他の給與、労働時間、休憩、休日及び休暇に關する事項

二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に關する事項

三 労働に關する安全、衛生及び災害補償に關する事項

四 前各号に掲げるものの外、労働條件に關する事項

五 苦情処理機關に關する事項

(條例に關する協定)

第八條 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の條例に關する内容を有する協定が締結されたときは、その締結後十日以内に、これを当該地方公共団体の議會に付議し、その承認を求めなければならない。但し、当該地方公共団体の議會がその締結の日から十日を経過した日に閉會しているときは、次の議會にすみやかにこれを付議しなければならない。

2 前項の協定について、同項の規定により当該地方公共団体の議會の承認があつたときは、当該地方公共団体の長は、すみやかに、その協定が條例に關し触れなくなるために必要な條例の改正又は廃止の議案を議會に提出しなければならない。

3 第一項の協定は、前項の條例の改正又は廃止がなければ、條例に關し触れる限度において、効力を生じない。

(規則その他の規程に關する協定)

第九條 地方公共団体の長その他の地方公共団体の機關は、その定める規則その他の規程に關し触れる内容を有する協定が締結されたときは、すみやかに、その協定が規則その他の規程に關し触れなくなるために必要な規則その他の規程の改正又は廃止のための措置をとらなければならない。

2 前項の協定は、同項の規則その他の規程の改正又は廃止がなければ、規則その他の規程に關し触れる限度において、効力を生じない。

(予算上資金上不可能な支出を内容とする協定)

第十條 地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内

容とするいかなる協定も、当該地方公共団体の議会によつて所定の行為がなされるまでは、当該地方公共団体を拘束せず、且つ、いかなる資金といえども、そのような協定に基いて支出されてはならない。

2 前項の協定をしたときは、当該地方公共団体の議長は、その締結後十日以内に、これを当該地方公共団体の議会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、当該地方公共団体の議会がその締結の日から十日を経過した日に閉会しているときは、次の議会にすみやかにこれを付議しなければならない。

3 前項の規定により当該地方公共団体の議会の承認があつたときは、第一項の協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

(争議行為の禁止)
第十一條 職員及び職員の労働組合は、同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員は、このような禁止された行為を共謀し、そのおかし、又はあつてはならない。

2 地方公営企業は、作業所閉鎖をしてはならない。

(前條の規定に違反した職員の身分)
第十二條 地方公共団体は、前條の規定に違反する行為をした職員を、直ちに解雇することができ

2 前條の規定に違反する行為をした職員は、この法律、労働組合法及び労働関係調整法に規定する手続に參與し、又は救済を受けることができない。

(苦情処理)
第十三條 地方公営企業及び職員又は職員の労働組合は、地方公営企業を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。苦情処理共同調整会議は、日常の作業条件から起る職員の苦情を適当に解決しなければならない。

2 苦情処理共同調整会議の権限及び運用の細目は、地方公営企業と職員又は職員の労働組合との間の団体交渉で定める。

(調停の開始)
第十四條 労働委員会は、左の各号に掲げる場合に、地方公営企業の労働関係に関して調停を行う。

一 関係当事者の双方が調停の申請をしたとき。
二 関係当事者の双方又は一方が労働協約の定に基いて調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方が調停の申請をなし、労働委員会が調停を行う必要があると決議したとき。
四 労働委員会が職権に基いて調停を行う必要があると決議したとき。

五 労働大臣又は都道府県知事が調停の請求をしたとき。
(仲裁の開始)

第十五條 労働委員会は、左の各号に掲げる場合に、地方公営企業の労働関係に関して仲裁を行う。

一 関係当事者の双方が仲裁の申請をしたとき。
二 関係当事者の双方又は一方が労働協約の定に基いて仲裁の申請をしたとき。

三 労働委員会が、その労働委員会においてあつた又は調停を行つていない労働争議について、仲裁を行う必要があると決議したとき。

四 二箇月(二箇月以内に関係当事者の合意により二箇月をこえる期間を定めて労働委員会に通知したときは、その期間)以内に調停が成立しなかつたとき。

五 労働大臣又は都道府県知事が仲裁の請求をしたとき。

(仲裁裁定)
第十六條 第八條の規定は当該地方公共団体の條例に、抵触する内容を有する仲裁裁定について、第九條の規定は当該地方公共団体の規則その他の規程に、抵触する内容を有する仲裁裁定について、第十條の規定は当該地方公営企業の手算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定について準用する。

(小規模の地方公営企業の職員の身分取扱)
第十七條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第 号)第三十七條から第三十九條までの規定は、同法第三十六條の企業職員以外の職員(第五條第一項但書に規定する者を除く。)について準用する。

附則
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して五箇月をこえない範囲内で、政令で定める。

2 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合閣最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令(昭和二十三年政令第二百一十一号)は、職員には、適用しない。

3 この法律の施行前にした前項の政令第二條第一項の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、なお、従前の例による。

4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(五十七中)「労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)」の下に「又は地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第 号)」を加える。

別表第三第五号(中)「及び労働関係調整法」を「労働関係調整法及び地方公営企業労働関係法」に改める。

5 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

年法律第 号)を加える。
6 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「及び第二十一項」を削る。
附則第二十項を削り、附則第二十一項を附則第二十項とし、同項中「職員」を「職員であつて、地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第 号)第三條第二項の職員以外のもの」に改める。

○吉武國務大臣 たいだいま議題となりました労働関係調整法等の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法案及び労働基準法の一部を改正する法律案につきまして、一括してその提案の理由を御説明申し上げます。

終戦以後、占領下においてわが国の労働立法は、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法、公共企業体労働関係法等が順次制定整備せられ、戦前に比べまして飛躍的な発展を遂げたのであります。これらの労働立法により労働者の利益は擁護せられ、その福祉は増進し、またわが国の民主化の促進に貢献したことは至大であつたのであります。さらにこのことはわが国の国際的信用を高めて、日本経済の再建に寄與することもまた甚大であつたのであります。

今日占領が終結して、国民待望の独立を迎えた後でございますが、かかる労働立法の基本原則は、労働行政の根幹としてこれを堅持すべきものであることは申すまでもございません。しかしながら労働法規の具体的内容につき

の場合、その規模が地方的なものであるために、交渉単位制度はこれをとらないこととし、またあつせん、調停、仲裁は別に特別の機関を設けず、地方労働委員会をしてこれに当らしめることとし、さらに條例、規則と協定との関係を規定していること等が主要なる相違点であります。

第三に労働基準法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。本法案は労働基準審議会における全会一致の答申をその内容において妥協なものと認め、これに全面的によつたものであります。

すなわちその内容につきましては、第一は、手続を簡素化し、あるいはこれを労働の自主的協定にゆだねようとするものであります。

すなわち貯蓄金管理や技能者養成の認可を届出に改め、危険有害でない仮設建築物の設置届を廃止し、また貯蓄金管理、賃金の一部控除あるいは有給休暇の賃金につき、労使協定の制度を導入したのがこれでありました。

第二は、女子の時間外労働の制限並びに深夜禁止に多少の修正を加え、十六歳以上の年少男子につき坑内作業の技能養成を認めることとしたこと、従来法律案にあり決算期における業務、エアガールの勤務等につき、実情に即して所要の改正をすることとしたのであります。また坑内作業にも技能養成を認めることとしたこと、

これは、世界各國の例にならぬ、鉱山における労働者の技能の向上と災害の減少をはからうとするものであります。

第三には、従来労働基準行政は、とかく法律違反を是正するという消極行政にとどまりがちでありましたが、労働基準法の目的達成のため、国の援助義務を規定し、労使に対してサービス活動を行うことを明文化したのであります。

以上三法案について提案の理由を御説明申し上げた次第であります。以上によつても明らかなごとく、これら法案はすべて各方面の意見を広く聞き、最も慎重かつ民主的な検討と手続を経て作成、提案いたしましたものであります。講和後の労働行政上必要不可欠な内容のものであります。またこれにより政府が不当に労働者の権利を制限するものでもないことは申すまでもなく、国家公共の福祉とともに労働者の権利をも十分に尊重するものであります。何とぞ御審議の上すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

○島田委員長 次に補足説明を求めます。賃金労働局長。

○賃金労働局長 私から改正案のおもな内容に従つて、主要な点について御説明を申し上げます。

この労働関係調整法等の一部を改正する法律案は三條から成つております。その構成は、第一條は労働関係調整法の一部改正、第二條は公共企業体労働関係法の一部改正、第三條は労働組合法の一部改正ということになつております。それに附則として経過規定がついておるのであります。

労働関係調整法の一部を改正いたしまするおもな趣旨は、労働関係調整法については、独立後の経済自立のために不可欠な産業平和の維持及び労働関係の安定のためには、現行の労働法の規定では必ずしも十分ではございません。

ので、労働関係法令審議委員会の答申及びその公益委員の意見を取入れ、国民生活に重大な損害を與える労働争議につきましても、合理的な機関により合理的な解決をはかること、公益事業についてその平和的解決を促進する方途を講じまして、かつあつせん、調停、仲裁のための組織、手続等に関し、実情に適した改正を行おうとするものであります。

そのおもな点を申し上げますと、第一は労働争議の調停、仲裁に參與せしめ、特別調整委員の制度を労働委員会に置いたこと。第二はあつせん員の補助と労働委員会の委員の兼職禁止を廃したること。第三は公益について冷却期間を十五日に短縮したること。第四は、調停申請については、当事者間の事前の自主的交渉が十分でありますときは申請を却下することができることとしたこと。第四は労働委員会により労働争議の仲裁は、仲裁委員会を設けて行うこととしたこと。第五は公益事業または大規模もしくは特別の性質の事業に関するものでありますために、公益に著しい障害を及ぼす労働争議につきましても、放置すれば国民生活に重大な障害を與えるようなときは、労働大臣が五十日間の緊急調整の決定をなし得ることとしたこと等であります。この第一、第二、第四は労働関係法令審議委員会の全会一致の答申によつたものであります。第三、第五はあつせん委員の意見によつたものであります。

またあつせん委員の意見によつたものであります。第八條に追加をいたしておりますが、この要旨は、中央労働委員会及び地方労働委員会に、労働争議の調停または仲裁に參與させるために特別調整委員制度を置きまして、労働委員会の労働争議調整機能の強化をはかつたのであります。従来労働委員会に労働争議の調整につきましても、その労働争議の実情について専門的な知識を有する者が調整に當り、適切かつ迅速な解決を期待されておるのであります。現行の調停委員会制度におきましては、労働委員自身が當つておりまして、それがために複雑多岐な各産業についての知識を有する人があまり出ないがために、どうしても現行法において欠点がありましたので、現行法における臨時委員制度の欠陥を補ひまして、特別調整委員の制度を置いたものであります。

次に労働委員会におきましては、従来冷却期間三十日とありましたが、これを十五日に短縮いたしますとともに、従来この冷却期間につきましても、どうも双方の交渉がうまくまとまらない、あるいは意図せぬ先にとにかく争議権を得ようとしたしまして、この冷却期間制度が逆用された傾向がございましたので、その欠点を防止いたしたために、まだ双方の交渉が煮詰まつていないときは、却下することができるといふこととしたことと、また冷却期間を十五日に縮めたのであります。

次に仲裁委員の制度を設けましたのは、従来規定によりまして、仲裁委員会は三者の全員によつて構成されておつたのであります。しかしながらこれでは実際に動きがとれませんでしたので、今度は特に全員の中から仲裁委員会を設けることによりまして、その仲裁委員は公益委員の中から選定をされる。これはもちろん両者の意見を聞いて定めるのであります。が、もし意見が合致しないときは、委員会会長が指名いたしましたし、労働の委員はこの仲裁委員会に出て意見を述べることができるといふようにいたしましたのであります。

次に緊急調整の制度を設けたのであります。この緊急調整につきましては、労働者が労働争議権を行使するにつかましても、公益の福祉を著しく阻害することは許されないのであります。従つてこの決定によつてある程度労働者の行動が制限されることはやむを得ないところであります。が、いかなる労働争議が国民生活に重大なる損害を與えるものであり、緊急調整の決定をなすべきかの判断は、労働行政の担当の責任者たる労働大臣が具体的な事例について判断するわけでありまして、緊急調整の決定がありましてから公表がなされますと、関係当事者は第三十八條の規定によりまして、公表のあつた日から五十日間争議行為を禁止され、中央労働委員会はあつせん、調停、任意仲裁あるいは事件の調査、その結果の公表あるいは必要と認める措置につかましての勧告等を行うのであります。これがためには中央労働委員会には全機能をあげて最大限の努力を盡さなければならぬとともに、あらゆる事件について優先取扱いをしなければならぬといふふうにしていただくのであります。

大体労働法関係につきましても、この十九條、四十條の規定におきまして、従

第一類第十五号 労働委員会案録第十二号 昭和二十七年五月十四日

一

来の罰則を改めておるのであります。公益事業に関する冷却期間中の争議行為の禁止につきましては、三十七條の規定によつて違反する行為に罰則が規定されておりましたが、今度の改正におきましては現行の十万円から各個人に三万円を科することにいたしましたのであります。すなわち争議行為をなした者について三万円を科する。それから緊急調整の決定があつて、その争議行為が禁止されましたときに、これに違反した者については五万円以下の罰金に処することとしたのであります。その点が従来の規定と異なつて来ている点であります。

次に公共企業体労働関係法について改正されましたおもな点を申し上げますと、公共企業体労働関係法は公共企業体である日本国有鉄道及び日本専売公社の職員に関する労働関係を規律いたしまして、これに団結権、団体交渉権を認める法律であります。今回の改正の主要な眼目は、新たに公共企業体となりました日本電信電話公社に關しまでも同法を適用することとしたことです。また、国家公務員ではあります。その従事する業務の内容が、国営の企業である点において公共企業体に一脈相通するものがあるというものの、すなわち営林、印刷、造幣、アルコール専売あるいは郵政等に対しまして、その従業員にこれらの法律を適用することとしたのであります。これらはいわゆる現業公務員と申しましても、もとより国家公務員であります。関係から、国民全体に対する奉仕の義務を負うておるのであります。その業務の内容よりいたしまして、例外的にこれらのものに団体交渉権を認め

ましても、さほど弊害は予想されないのみならず、むしろ実情に適する点があると考えられますので、今回これらの職員の労働関係につきましては公共企業体労働関係法を改正いたし、法律の名称も公共企業体労働関係法といたしまして、おのおの公共企業体に準ずる取扱いをいたしたのであります。

なお本條におきましては、右のほかに行政機構簡素化の建前からいたしまして、従来各公共企業体ごとにありまして、公共企業体等調停委員会として、公共企業体等調停委員会ということにいたし、労働組合法との関係を調整いたしまして、不当労働行為、組合規約等に関する重複する規定を整理したこと、新たに明文上あつての制度を認めたこと、団体交渉の範囲についての規定の表現を明確にしたこと、公共企業体労働関係法の施行に関する法律と本法との関係を整理すること等、その他若干の改正をいたしておるのであります。

次に労働組合法の一部改正でございますが、労働組合法は昭和二十一年から施行せられて、昭和二十四年に全文改正が行われたのであります。労働関係法規の基本法をなすものであります。この規定の細部の点につきましましては、占領下の立法であつたゆえもありまして、わが国の実情に沿わない点も若干はあつたのであります。また施行以来今日まで通計七年を経過いたしました。改正いたしましたからまもなく三年を経過しております。この間の運用の実情から見まして改善すべき点も多々出て参りましたので、本案におきましては、これらの点につき労働関係法令

審議委員会の答申に基いて、当面必要とせられる限度の改正を行わんとするものであります。

その具体的な内容は、第一は労働組合の資格審査は調停、あつせん、仲裁の場合についてのみこれを行うべきことにいたしました。第二は不当労働行為の審査または労働争議の調整中の発言等を理由とする不利益取扱に關する不当労働行為を、労働法から労組法の中に入れて参つたのであります。第三は労働協約は記名押印をもつても成立するものとした。第四は労働協約の期間は最長三年とし、期間の定めのない協約の解散については、一定の予告期間を置くことにいたしましたのであります。第五は不当労働行為の申立期間には一定の制限を付しました。第六は労働委員会の証人喚問権を明記し、証人には費用の弁償をなす等をきめたのであります。このうち第二、第三、第四、第六項につきましては労働関係法令審議委員会の全員一致の答申によるものであります。第一及び第五につきましては全員一致の答申には至らなかつたものとして報告された事項であります。討議の過程を参照して取入れたのであります。

地方公営企業労働関係法案でございますが、この法律の目的とするとところは、地方公共団体の経営する企業に従事するいわゆる現業の地方公務員に對しまして団結権、団体交渉権を認めるとともに、これと地方公共団体及びその経営する企業の公共性とを調和させまして、相まつて地方公共団体の住民の福祉増進に寄與せんとするものであります。これらの企業に従事する職員といへども、もとより地方公務員た

るに相違ないのであります。従つてその住民全体に対する奉仕者たる地位にかわりないのであります。一面この従事する業務は、いわゆる行政権限とは一応切り離されておまして、一時行政事務とは異なつたものであつて、国におきまする国鉄、専売等の公共企業体にむける近いものであります。従つて一般の地方公務員とこれらの企業職員とはおのずからある程度取扱ひにおいて異なることはやむを得ないところでありま。現に昭和二十五年に制定された地方公務員法におきましても、その附則第二十項において、これら地方公営企業については地方公務員法をそのまま適用せず、将来別個の立法がなされることが予定されておつたのであります。本法案は同項の規定を受けまして、すでに今国会に提案せられておりますところの地方公営企業法案と相まちなして、これら企業の特殊性に相応いたしまして、かつ住民の福祉に最も貢献するように法上の取扱ひを整備せんとするものであります。

本法案の内容は、地方公営企業の職員の労働関係につきましては、原則として労働組合法、労働関係調整法によることとしたしまして、組合組織、団体交渉等につきまして若干の特例を設けますとともに、争議行為はこれを禁止することとしたしまして、調停及び仲裁の制度を整備して、職員の利益と住民の福祉増進との調和をはかつていくのであります。この取扱ひはおおむね公共企業体に準ずるものであります。が、交渉単位制度を設けていないこと、あつせん、調停、仲裁は労働

委員会をして行わしめることにして、こと、及び條例、規則と協定との関係を規定していること等が、公共企業体労働関係法等と異なつておる点であります。

以上、主要な点につきまして御説明申し上げた次第であります。

○農林委員長 農林労働基準局長。

○農林政府委員 労働基準法の一部を改正する法律案の内容につきまして御説明申し上げます。全文十六條にわたる改正でございますが、そのいづれも中央労働基準審議会において労働公三者全員一致の結果、労働大臣に提出されました答申をそのまま法文化したものであります。

まず第十八條は、現行法においては使用者が労働者の貯蓄金を管理します場合には、行政官庁の認可を受けなければならぬことになつておるのであります。この問題につきましては、今度の改正法案においては、労使の協定がございました場合に、労使の協定が行政官庁に届出によつてこれを処理することができるよう、手続の簡素化をはかつたのであります。しかしながら認可制度を届出制度に改めましたことによつて起ると考えられます。これに對し、措置を考慮いたしまして、これに對し、中止の命令をいたします。たとえばこの貯蓄金に對します利子につきましては、一定の率を下るものにつきます。あるいは返還の請求がありました場合に、ただちに返還する義務を使用者に命ずる。あるいはこれらの義務に違反した場合におきまする罰則を

設けるといふふうな、認可制を届出制にすることによつて起るであろう弊害を除去いたしまして、手続の簡素化に資したわけでありませう。

第二十四條は、現行法においては賃金の一部を控除し、あるいは現物で賃金を給與する場合においては、法令または労働協約のある場合に限定されるわけでありませう。ところが労働組合のない場合、あるいは労働組合がありませう、労働協約が結ばないといふふうな場合においても、賃金の一部を控除、たとえば購買組合から物品を購買し、あるいは共済組合の掛金を賃金から控除するといふふうなことは、事実上必要な場合があるわけでありませう。そこでこの賃金の一部控除につきましても、労使の協定がありませうした場合におきましては、これを認めようといふことにいたしたのでございませう。しかしながら現物給與につきましても、労働者の賃金が不当に搾取されたり、あるいは不必要な現物を強制的に押しつけられるといふふうな危険がございませうので、現物給與につきましても現行法通り、法令または労働協約のある場合にのみ限定することにいたしたのでございませう。

次は第三十三條の改正でございませう。これは現行法においては、災害その他避けることのできない事由のある場合においては、使用者は労働者を労働時間の延長によつて使用することができ、規定になつておりますが、今回の改正においては、労働時間の延長のほかに、休日における労働も認めようとするものでございませう。これは風水害、火災、地震、急病人の発生等、公

益上または人命保護の上において臨時緊急を要する場合においては、單に労働時間の延長のみならず、休日においても労働させる必要がある場合が生ずるのでございませう。この問題は、国際労働協約においても認められておるものでございませう。また現に国有鉄道法の第三十三條においても、これらの休日労働を認められておるのでございませう。従いまして今回これらの点にかんがみまして、非常災害の場合における休日労働も認めようといふ趣旨の改正でございませう。

第三十九條の改正は、年次有給休暇に対して支払われる賃金の計算につきましても、現行法は平均賃金によつてこれを算定することになつておるのでございませう。ところが平均賃金の算定方法は、技術的に事務的に非常に複雑な結果になりますので、この手続の簡素化が必要であることは、かねて望まれていたところでございませう。しかも有給休暇に支払われる賃金は、災害補償等の場合と違ひまして、損害賠償という意味ではなくして、労働者に対して慰安的な意味でございませうので、平均賃金による正確な計算をしなくてもよいのではないか、また国際労働協約におきましても、通常の報酬または団体協約で定める金額というふうな規定もございませう。そういう趣旨からこれを平均賃金または所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金でもよろしい。どちらでも就業規則で定められた場合には、使用者の事務的な便宜のために簡易な方法をとることができるといふことを認めたのでございませう。さらに手続の簡素化から申しますと、健康保険法で採用しており

ます標準報酬月額をとつて参りますのが最も簡單でございませうが、標準報酬月額、実際の賃金より下まわる場合があるわけでありませう。従いましてこの場合におきましては、労使の協定がある場合においては、この最も簡單な標準報酬月額を採用してもよろしいといふふうな改正をいたしたのでございませう。

次は第五十四條でございませうが、現行法においては、使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、そのほか命令で定める危険な事業または衛生上有害な事業の建設物あるいは設備等につきましても、これを建てます場合には、工事の着手十四日前に行政官庁に届け出なければならぬという規定がございませう。しかしながらこれらのものでありませう、仮設の建設物または設備でありませう、危険、有害でないもの、たとえば仮の宿舎、仮の倉庫、便所といふふうなものにつきましても、一々書き真をつけて十日前までに届出をしますことは、非常に事務の煩瑣をきわめるわけにございませうから、これらの事項につきましても、届出をこの際廃止するという改正でございませう。

文になつていたのでございませうが、今回の改正におきましては、條文を整理する意味で、この点の削除をいたす改正をいたしておる次第でございませう。次に第六十條は、同様の趣旨で、五十六條の改正に伴います形式的な改正でございませう。

次は第六十一條の改正でございませうが、現在女子の労働時間の延長につきましても、一日について二時間、一週について六時間、一年について百五十時間という制限がございませう。この場合において、一週に六時間とございませうから、一週間で三日間は時間の延長が認められておるのでございませう。ところが決算のような特別に事務の忙しくなりませう時期におきましては、二時間ずつ三日間の延長では、とうてい事務処理ができません。そうかといつて、年に一回か二回行われます決算期のために、職員を平素から置いておくことも、能率の上から適當でない。またそういう時期に、臨時に職員を雇い入れませうても、平素の事務が上らないといふ趣旨から、これに対する改正の要望があつたわけにございませう。この点に關する国際協約におきましても、このほかにいろいろの場合に時間延長の例外を認めておられるので、その点から勘案いたしまして、二週間にわたつて十二時間だけ伸ばすことは、何ら国際的な労働条件の水準を低下させるものではないといふ見地から、これを改正することにいたしましたのでございませう。その結果、二週間の間に六日間を続けて毎日二時間づつの時間延長が認められる。そういういたしますと、大体決算期におきまします繁忙な事務の処理に

はさしつかえないのではなからうか、またその制限も決算のためといふふうな特殊な制限をいたしまして、そのほかの一般的な場合の時間延長は認めないこととしたのでございませう。

第七十條は、技能者の養成でございませう。現在の法律におきましては、満十八歳未満の男子は坑内において労働することが禁止されておるのでございませう。しかしながら技能者養成の目的のためでございませうならば、年齢をある程度引下げてよいのではないかと。これは一つには従来の実績から見まして、技能養成をしたその経験を経た労働者は、他の労働者に比べまして災害が非常に少ないのでございませう。また生産の能率が非常に上つておるのでございませう。また賃金の面から申しまし

でも、非常に有利な条件を持つておるのでございます。これらの事柄から勘案をいたしまして、国際労働條約におきましてこれらの点は認められております。諸外国の例にならぬとしても、これらのことは現在行われておる事柄でございますので、今回の改正におきまして十六歳以上十八歳未満の技能者養成のための坑内作業を認める。しかしながら、これにつきましては、いろいろの弊害の伴うことが考えられます。従いましていかなる条件のものにおいてもこの技能者養成というものを認めて行くかという問題につきましては、近く専門審議会を設置いたしまして、そこで坑内におけるいろいろの条件、坑内作業に伴ういろいろの弊害を除去するための条件を定めまして、その条件に合致するもののみを認可制度によつて認めて行くというふうな、非常な制限のわくをかけたものでこれを認めたい、かように思つております。たとえば坑内の作業時間をごく制限する、あるいは高温高湿の坑内における作業を禁止する、あるいは珪肺のおそれのある作業場における作業を禁止するというふうないろいろの条件をつけまして、この問題を取扱いたいと考えておるのでございます。

七十一條は、従来技能者養成は認可制でございましたが、これも手続の簡素化の趣旨からいたしまして、危険有害でない業務についての技能養成につきましては、届出にすることにいたしました。但し認可制を届出制にするこゝとによつて起るであろう弊害を除去するために、中止命令を出し得る素地をつくり、あるいは罰則の規定も設けたのであります。また危険有害な業務に

ついでに技能者養成につきましては、従来通り認可制度を引続き存続させる趣旨でございます。

百五條の二は新しく設けられました規定でございます。従来基準行政が消極的な監督行政一本でございましたのを、積極的なサービス面をこの法律によつて義務づけ、あるいは根拠づけを行つていく趣旨でございます。労働大臣または都道府県労働基準局長はこの法律の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならぬという規定を新たに設けたのであります。

以下百十四條、百十九條、百二十條は事務的な改正あるいは罰則の改正等でございます。特別御説明はいらないかと思ひます。

○島田委員長 次に三法案の審査のため公聴会開会承認要求の件についてお諮りいたします。

これら三法案につきましては一般的関心が強く、またきわめて重要な法案であると思われましますので、各派委員各位におかれましても三案の審査のために公聴会を開くことを希望せられておられるのであります。公聴会を開こうとするときは、衆議院規則第七十七條によりまして、あらかじめ議長の承認を得なければならぬことになつておりまして、公聴会を開こうとする問題を定めた上で諸般の手続をとる順序になつております。つきましては公聴会開会承認要求書を提出いたさねばなりません。公聴会を開こうとする議案につきましては労働関係調整法等の一部を改正する法律案、内閣提出第二二〇号、労働基準法の一部を改正する

法律案、内閣提出第二二一号及び地方公営企業労働関係法案、内閣提出第二二二号といったし、意見を聞こうとする問題につきましては労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案についていたしたいと存じますが、御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○島田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会